

令和6年度 第6回いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(子ども・子育て会議) 議事録

1 開催日時

令和7年2月14日(金) 午後2時00分から午後3時00分まで

2 開催場所

いわき市文化センター 2階 中会議室

3 出席者

(1) 児童福祉専門分科会委員(15名のうち10名出席) ※五十音順

荒川正勝委員、伊藤順朗委員、草野祐香利委員、佐藤光徳委員、
志賀達生委員、菅波香織委員、杉村理一郎委員、富樫那都子委員、
藤谷美由記委員、松本美穂子委員

(2) 事務局(14名)

こどもみらい部：長谷川部長

こどもみらい課：篠原参事兼課長、箱崎課長補佐、遠藤主任主査兼企画係長、
山口事務主任、志賀主事

こども支援課：國井課長、佐々木主幹兼課長補佐、野崎主幹兼課長補佐

こども家庭課：赤塚課長、坂本主幹兼課長補佐

学校教育課：大沼主任指導主事兼指導係長、緑川主任指導主事

総合教育センター：坂本総括指導主事兼所長

4 報告事項

(1) 令和6年度子ども・若者の意見表明機会確保の取組について

(2) 第三回いわき市こどもみらいプランに係るパブリックコメントについて

5 協議事項

(1) 第三回いわき市こどもみらいプランの素案について

6 会議の形式等について

- ・ 委員半数以上の出席があり、会議が成立していることを確認した。
- ・ 会議を公開することを確認した。
- ・ 議事録は、議事に直接関係する発言又は説明内容のみを記録し、委員名を記録しない「要点筆記方式」で作成することとした。
- ・ 議事録署名人は富樫那都子委員、伊藤順朗委員の2名を選出した。

7 内 容

～報告事項～

(1) 令和6年度こども・若者の意見表明機会確保の取組について

発言者	発言内容
会長	報告事項(1)の「令和6年度こども・若者の意見表明機会確保の取組」について、事務局より説明を求める。
事務局	資料1について説明
会長	事務局の説明に対し、何か意見・質問があれば発言願いたい。
会長	特に無いようなので、次の議題に進む。

(2) 第三次いわき市こどもみらいプランに係るパブリックコメントについて

会長	報告事項(2)の「第三次いわき市こどもみらいプランに係るパブリックコメント」について、事務局より説明を求める。
事務局	資料2-①・②について説明
会長	事務局の説明に対し、何か意見・質問があれば発言願いたい。
A委員	パブリックコメントで、「市要保護児童対策地域協議会」に関する意見があった。 「市要保護児童対策地域協議会」について、計画素案で「主な取組み」としていない理由を教えてほしい。
事務局	「市要保護児童対策地域協議会」は、「主な取組み」に位置付けている「こども家庭センター」の一業務であることから、「主な取組み」とはせず、「具体的施策の展開」の説明内容に記載している。

～協議事項～

(1) 第三次いわき市こどもみらいプランの素案について

発言者	発言内容
会長	協議事項(1)の「第三次いわき市こどもみらいプランの素案」について、事務局より説明を求める。
事務局	資料3-①～③について説明
会長	事務局の説明に対し、何か意見・質問があれば発言願いたい。

A委員	「こどもの権利」と「こどもの人権」という表現が混在している。
事務局	表現について整理したい。
A委員	<p>こども大綱に「こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べるができる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信する。」や、「様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。」との記載がある。</p> <p>本計画で、こども・若者の意見表明機会の確保の取組について記載する場合はその点を留意してほしい。</p>
事務局	意見聴取を実施しているが、聴取した意見の反映が今後の課題であると認識している。こども大綱の記載内容にも留意したい。
A委員	<p>LGBTQについて、第四次市男女共同参画プランに「多様性に対する理解の促進」に関する記載がある。</p> <p>本計画への記載を検討してほしい。</p>
事務局	計画素案に「学校におけるジェンダーにとらわれない男女平等教育の推進」を記載している。その他の記載については検討したい。
A委員	<p>基本目標 I-1-(2)「こども・若者の社会参画・意見反映の推進」について、「参画」という表現を活用した方が良いと思う。</p> <p>例えば、「市附属機関等へのこども・若者委員の登用」について、取組内容の記載を「こども・若者の意見を市政に反映できる場を設けます。」から、「こども・若者の市政への参画の場を設けます。」などに変更する方が良いと思う。</p>
事務局	「参画」という表現の活用について検討したい。
A委員	<p>性犯罪やいじめについて、他県の報道を聞いた。</p> <p>本市でも権利に基づいた「包括的な性教育」が必要だと思う。</p>
事務局	本計画の記載について検討したい。

A委員	<p>学校教育について、「いじめ」、「不登校」、「体罰防止」、「校則見直し」などの課題に関してこども大綱に記載がある。</p> <p>本計画では「体罰防止」と「校則見直し」に関する記載を確認できなかったので、記載を検討してほしい。</p> <p>なお、「体罰防止」については、基本目標IV-1-(1)「児童虐待等防止対策の推進」の「こどもの人権啓発活動」において記載することもできると思う。</p> <p>また、「体罰防止」の記載について、「市中学校部活動運営方針」には部活動における「体罰防止」について記載があるのを確認した。</p>
事務局	<p>部活動について説明したい。</p> <p>現在、部活動の地域展開を実施しており、指導者に対する研修を実施している。</p> <p>なお、指導者となる地域の方々への「市中学校部活動運営方針」の共有については、他部署との連携も必要なので、検討していきたい。</p>
事務局	<p>「校則見直し」の記載について説明したい。</p> <p>本計画に記載のある「生徒指導特別対策事業」については、「自己指導能力」の育成が大きな目標であり、その中の一つに「校則見直し」が含まれている。</p>
A委員	<p>その他の意見として、「いわき市不登校支援ポータルサイト」や「こどもの権利相談室」について、主な取組みに追加することができると思う。</p>
B委員	<p>「放課後児童クラブの充実」について、定員の上限により利用できない人がいると聞いたが、現状について教えてほしい。</p>
事務局	<p>放課後児童クラブの利用は、市としての利用決定の考え方を各施設に伝え、児童の学年や家庭の状況に応じて各施設が利用を決定する。</p> <p>定員の上限等により利用できない場合は、近隣で利用可能な施設を案内することもある。</p> <p>利用状況は地域により差異があるが、受入れができない地域がある場合には施設増設等を検討する。</p>
B委員	<p>「こども誰でも通園制度」について、今後の方針等を教えてほしい。</p>
事務局	<p>令和8年度から全国的な実施が予定されている。</p> <p>本市では、令和7年度からモデル事業を実施し、課題の整理等をして</p>

	<p>いく考えである。</p>
B委員	<p>「いわきっ子入学支援システム」について、システム自体は素晴らしいものだが、手法について検討してほしい。</p> <p>幼保施設の職員が書く内容を保護者が確認してから学校に提出するので、施設職員が児童の特性等を記載する表現に配慮し、ありのままの内容を記載できないことがある。</p> <p>また、保育所・幼稚園等から児童の記録を記載した「要録」を小学校に提出しているが、「いわきっ子入学支援シート」と「要録」で二重の情報を記載することがある。</p> <p>「要録」を提出した際に、小学校教員から「児童を公平な目で見するために、要録を読まない」と言われたケースもあると聞いた。</p> <p>「要録」は不要なのではと感じてしまった。</p>
事務局	<p>「いわきっ子入学支援システム」については、保護者発信を基本とし、小学校での合理的配慮に繋げるための仕組みである。</p> <p>ご意見いただいたように、保育所・幼稚園等から記載内容に配慮が必要という話は以前から聞いている。</p> <p>手法については検討していきたい。</p>
事務局	<p>要録を読まないというケースは残念な対応であり、機会を見て確認したい。</p> <p>幼稚園と学校の活動の接続が重要なため、児童の個性についての引継ぎは大事だと考えている。</p>
C委員	<p>学校と幼稚園の現場の話をしたい。</p> <p>「いわきっ子入学支援シート」について、幼稚園教諭が児童の特性を丁寧に書いており、学校の教員も非常に参考にさせて頂いている。</p> <p>「要録」についても、教員が確認して児童の育ちを確認するのに効果的に使っており、今後も継続していきたい。</p>
D委員	<p>「要録」について、学校の金庫に保管されていて教員が確認していないという話を以前聞いた。</p> <p>それは稀なケースかと思うが、「要録」を活用してほしい。</p> <p>また、「いわきっ子入学支援シート」について、施設職員が記載した後は、厳封して保護者が内容を確認せずに学校に提出するという方法もあると思う。</p>
E委員	<p>「いのちを育む教育の推進」について、包括的性教育等に関する考え</p>

	方について教えてほしい。
事務局	<p>若年者の中絶が多い背景に自己肯定感が低いということがあった。自己肯定感を高めるために、保護者と乳幼児への性教育から始まり、助産師や地区保健福祉センターの保健師の派遣など、小学生、中学生、高校生とライフステージに応じて切れ目なく性教育を実施する考えである。</p> <p>性被害・中絶等の課題やプレコンセプションケアについても取り組んでいきたいと考えている。</p>
E委員	<p>プレコンセプションケアについて、計画素案の基本目標Ⅱ-1-(2)「妊娠・出産・産後への支援」に記載がある。</p> <p>どの基本施策への記載が適切かの判断は難しいが、計画記載や事業実施について引き続き検討してほしい。</p>
事務局	<p>プレコンセプションケアについては、「いのちを育む教育」の枠組み等で今後の方針を検討しているところである。</p>
会長	<p>令和7年度からの組織改正について、本計画に記載する担当課名はどのように記載するか。</p>
事務局	<p>令和7年度の担当課名での記載を考えている。</p>

～その他～

発言者	発言内容
会長	事務局から何かあるか。
事務局	<p>昨日、2月定例会の議案に関して市長の臨時記者会見があり、その中で話のあった内容について、この場で説明したい。</p> <p>1つ目に条例に関することについて。 まず、「ひとり親家庭等応援金支給条例」の制定。 ひとり親関係の手当について、既存の三種類の手当を再構築した制度であり、中学校卒業時に10万円を支給するという内容である。</p> <p>次に、「出産支援金支給条例」の廃止。 「出産支援金」として、第一子は5万円、第二子は6万5千円、第三子以降は8万円を支給している。 制度創設当時は、「出産一時金」が出産費用と差があり、まかなうこと</p>

	<p>ができていなかったという背景があった。</p> <p>計 10 万円支給する「出産・子育て応援金」が「妊婦のための支援給付」となり法定化・恒久化されること、「出産一時金」が 42 万円から 50 万円に増額したことから、市の限られた財源の中で効果的にこども・子育て支援施策を推進するために、出産支援金の廃止を考えている。</p> <p>2 つ目に、組織改正に関することについて。 こどもみらい部の三課体制に変更はないが、名称等が変更になる。</p> <p>まず、現在のこどもみらい課がこども政策課となり、こども企画係とこども育成係を設置する。 こどもの権利も含め、こどもみらい部全体の総合的な政策推進を図る。</p> <p>次に、現在のこども支援課が保育・幼稚園課となり、幼保管理係、幼保事業係、幼保人材育成係を設置し、保育所・幼稚園に係るハード面・ソフト面を一括して管理する。 なお、課長補佐級の保育士を想定した「幼保人材育成専門員」を配置する予定である。</p> <p>次に、現在のこども家庭課については、課名の変更はないが、二係体制から三係体制に変更となる。 具体的には、現在の家庭支援係と母子保健係に加えて、DV 対策などの女性支援を推進するため、家庭相談係を新たに設置する。</p> <p>なお、本日は口頭での簡潔な説明になったが、次回の第 7 回会議で資料を用いて説明したい。</p>
会長	その他、事務局から何かあるか。
事務局	事前に相談させていただいた会議日程について、第 7 回会議は 3 月 12 日午後 2 時から予定している。
会長	以上で本日の会議は終了する。